

## 愛知県環境影響評価審査会 会議録

1 日時 2020年（令和2年）7月17日（金）午前10時から午前11時45分まで

2 場所 愛知県本庁舎 6階 正庁

### 3 議事

- (1) （仮称）田原中山風力発電事業に係る環境影響評価方法書について
- (2) （仮称）新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書について
- (3) その他

### 4 出席者

#### (1) 委員

松尾会長、伊藤委員、井上委員、片山委員、上島委員、酒巻委員、塚田委員、富田委員、中山委員、夏原委員、西田委員、二宮委員、櫃田委員、増田委員、宮崎委員（以上15名）

#### (2) 事務局

環境局：

岡田環境局長、小野技監、加藤環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

谷口課長、永井担当課長、戸田課長補佐、国立主査、岩川主査、中島主任

（以上9名）

#### (3) 事業者等

6名

### 5 傍聴人

3名

### 6 会議内容

#### (1) 開会

#### (2) 議事

- ・ 会議録の署名について、松尾会長が片山委員と増田委員を指名した。

ア （仮称）田原中山風力発電事業に係る環境影響評価方法書について

- ・ 資料2について、夏原部会長から説明があった。

#### <質疑応答>

【二宮委員】今後の手続について確認したい。今回、非常に厳しい意見になっている

が、環境影響評価準備書においても厳しい意見が出た場合、最終的にこの事業は認められるのか、場合によって、この事業は難しいということになるのか。

【事務局】今回、方法書段階において事業計画の再検討を求めている。今後の環境影響評価法の手続については、事業者が再検討した結果、事業計画が変わらないのであれば、次の準備書手続を行うこととなる。一方、再検討によって、300メートル以上離れた場所が新たな事業実施区域になった場合などは、方法書手続からやり直すことになる。環境影響評価法は、あくまで手続法であるため、許認可のような事業の是非を判断するものではない。厳しい知事意見であっても、事業者が手続を進めていく場合には、環境影響評価手続は進んでいき、最終的に評価書の公告・縦覧まで進むことになる。その後、経済産業省が風力発電所の許認可を行うことになるが、許認可に当たって環境影響評価法に基づく環境影響評価書の内容を勘案するという横断条項があるため、環境影響評価の結果を踏まえ、許認可権者が判断することとなる。

【上島委員】資料2の部会報告において、騒音及び超低周波音、風車の影では、環境影響を回避、低減することを求めている。環境影響について懸念が表明されている中で手続がそのまま進んだ場合、実際に環境影響が起こった場合には、事業者の責任になるのか。

【事務局】環境影響評価手続においては、現地調査や施設の諸元を踏まえて、あらかじめ影響を予測・評価する。準備書の段階では、その結果が示され、これに対して住民や関係市町村長、知事が意見を述べ、経済産業大臣が勧告することとなり、事業者は、必要に応じて更なる環境保全措置を検討して、評価書を作成する。事業者は、評価書に基づいて環境配慮しながら事業を実施することになるが、その上で、実際に施設が稼働して、住民の方から環境影響について苦情等があった場合には、まずは事業者が対応すべきものである。騒音に関して言えば、市町村の所管となるため、必要に応じ市町村が事業者を指導することになる。

【松尾会長】意見があったものの、資料2の部会報告について、特段、修正を要する意見はないと考えられるため、このまま審査会の答申としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

【松尾会長】異議なしとされたので、部会報告の内容をこのまま審査会から知事への答申とする。

- ・ 資料2の「(仮称)田原中山風力発電事業に係る環境影響評価方法書について(報告)」を、そのまま審査会答申とすることです承され、別紙1のとおり

答申した。

イ (仮称) 新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書について

- ・ (仮称) 新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書について、別紙2のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料3及び資料4について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【片山委員】既存の風力発電機を15年間使用してきて、今回の事業計画は、その約2倍の発電能力があるものを建て替えたいという話だが、何年間使う予定なのか。また、どれだけの電力が必要と考えているのか。さらに、この電力を必要としている事業は何なのか。設置基数が6~12基とアバウトな計画となっているため、どれだけの電力を何に使う予定で、建て替えた後に何年間使う必要があるのか教えていただきたい。

【事務局】愛知県としては、地球温暖化対策の一つとして、全発電量に対しての再生可能エネルギーが占める割合が低い中、再生可能エネルギーを推進していかなければならないと考えている。

【事業者】既存の風力発電機は、17年間程度の使用を事業計画として考えていた。その後、FIT制度が創設されたため、今後設置する風力発電機の事業計画は20年程度と考えている。既存風力発電機が15年目まできているため、環境影響評価制度やFIT制度も踏まえて、今から配慮書の手続をさせていただいている。6~12基と幅のある計画とさせていただいたのは、既設の発電能力を維持した場合の6基から、田原市における風資源を最大限活用させていただくことを考えた12基までと幅が広い事業計画としている。今後、各種制約や環境影響評価における予測・評価の結果を踏まえて、具体的な事業計画を検討していきたい。

【西田委員】既設の風力発電機の建て替えたいという話だが、新たな風力発電機を既設の風力発電機の場所で立てない場合においても、既設の風力発電機は撤去するのか。

また、変電所や送電線については、既存のものを使うという話だが、西側の田原4区の区域に建てるという場合、既存のものは使えるのか、それとも新設となるのか。

【事業者】既設の風力発電機は、事業者として事業終了後に撤去する義務がある。地下構造物は撤去が困難な場合があり、取り除くことができない場合は残置することも考えられる。残置する場合、有用物であり廃棄物ではないという整理が必要であり、関係機関と協議して検討していく。

変電所や送電線については、既存設備を流用する予定であるが、指摘の

とおりに、西側の区域に送電線はないため、延長が必要と考えている。

【西田委員】既存の風力発電機の建て替えということで敷居が低く聞こえるが、既存の発電機を使いながら、新しい発電機を西側の区域に建てるということがないかと考え、質問させていただいた。

動物に関して、254ページの地図において、西側の田原4区内の埋立地でコアジサシの繁殖が確認されたのは、この区域内にソーラーパネルなどが設置された前か後か。

また、専門家へのヒアリング結果の概要において、「チュウヒが営巣しており」と記載してあるが、営巣場所はどこか。

【事務局】1点目のコアジサシの繁殖の確認時期については、文献の調査年やソーラーパネルなどの設置年月日を整理の上、部会で報告する。なお、航空写真と注目すべき生息地の地図を照らし合わせると、ソーラーパネルを設置した場所の北側が繁殖地となっている。この場所は、ソーラーパネルの設置等がまだされていないため、コアジサシの繁殖地として継続している可能性もある。

2点目のチュウヒの営巣場所についても、部会で報告する。

【二宮委員】リプレースで出力を拡大する事業計画と理解しているが、現時点において、既設の風力発電機に対する騒音や低周波音などの苦情は出ているのか。

また、本事業によって新しい風力発電機を設置することで、既設のものより性能が良くなると思うが、現状より騒音や低周波音は軽減できるのか。それとも、風力発電機が大きくなることによって、現状維持、若しくは拡大することになるのか。

次に、風車が回っていない場面をしばしば見ることがあるが、風力発電機の稼働率はどの程度か。

また、この辺りの風力発電機は稼働率が高い地域であると理解して良いのか。

【事務局】事業者は、既設の風力発電機を管理しているが、苦情が直接寄せられたことはないと聞いている。また、33ページにおいて、騒音に係る苦情の発生状況がまとめてあり、風力発電所に限った状況ではないが、7件の苦情が田原市に寄せられている。

風力発電機のリプレースによる騒音等の変化については、準備書の段階で予測・評価の結果が示されることになる。

【事業者】既設風力発電機の概要は16ページに記載してあり、音圧レベルとして105dBとなっている。新設する風力発電機の1基辺りの音圧レベルは107dB程度で若干上がる傾向である。低周波音に関しても大型化により若干上がる傾向である。

風力発電機の稼働状況の指標としては、風力発電機が健全に動く状態に

あり、風力発電機が動くカットイン以上、カットアウト以下の風速にある時間の割合を示す稼働率と、稼働できる状態にあるけれども、保守点検等で風力発電機が動かさない時間の割合を示す利用率がある。具体的な数値は持ち合わせていないが順調に稼働しているところであり、事業継続を望んでいる。

【事務局】補足の回答については、部会で報告する。

【二宮委員】この地域では他にも風力発電事業が進められており、今回の事業も拡大していくということから、この地域は、風況が良く、風力発電事業に良い場所と思った。事業者は、既設風力発電機の実績データを所有しているため、全国平均と比べるなど、風力発電所としての立地条件が良いところなのかどうかが知りたい。

騒音・低周波音について、今後、予測・評価することも大事であるが、現状で周囲の住民の方がどう感じているかがもっと大事である。可能ならば、既設風力発電機の実績を踏まえたデータと比較していただき、本計画のアセスに生かしていくと、住民の方にとっても良い。

【塚田委員】田原4区も含めた形で事業計画が示されており、配慮書としては正しいやり方である。既存の地下施設を利用する方がコスト的に優位であるのか、田原4区に新しく作った方がコスト的に優位であるのか、事業者として、どちらの区域への設置を望んでいるのか伺いたい。

また、先ほどの西田委員の指摘にもでたが、コアジサシよりチュウヒの営巣の方がより安定して同じ場所、また広大な場所が必要となる。ソーラーパネル設置後にまだ営巣しているのか気になるため、何か情報があれば教えていただきたい。

一例として260ページの重要な動物への影響の予測結果について、昆虫類の話でコメントすると、スナヨコバイやアシナガナガカメムシなどの主な生息環境は「海域(沿岸)・海岸・干潟・河口」といった水辺環境で、主な生息環境が事業実施想定区域に存在しないとしているが、「海域(沿岸)・海岸・干潟・河口」は、水と陸があるところの両方を含んでおり、捉え方が間違っていると考える。ここに掲げた昆虫類は、水の中に生息している訳では無く、陸の方に生息しているため、改変による影響は生じないという考え方は間違っていると考える。注意した方が良い。

【事業者】基本的に、既設風力発電機周辺での建て替えを検討した上で、各種制約によって、既設風力発電機周辺での建て替えが難しい場合に、田原4区に設置することを考えている。

【事務局】チュウヒの営巣については、文献などを整理して部会で報告する。

また、昆虫類についての指摘については、どういった種が想定されるの

かを念頭に置く置かないによって、調査結果に差が生じる可能性があるため、現地調査に当たっては、留意して調査するよう事業者伝える。

【夏原委員】 6、7ページの図において、事業実施想定区域内の白い部分の土地利用がどうなるかは決まっているのか。

【事務局】 白い部分は、既に工作物・建物等があり物理的に利用が不可な区域である。

【夏原委員】 草地のマークが付いている白い部分は、地図が古く、既に何か建っているということか。

【事務局】 9ページをご覧くださいと、委員指摘の部分は、既にソーラーが建っていることが分かる。このように、構造物があることから、利用不可区域として事業実施想定区域から除いたものである。

- ・ (仮称) 新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書について審査させるため、松尾会長の指名により、別紙3のとおり田原風力発電部会を設置するとともに、付託した。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会